

配水管工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年5月一部改定）		現行		改定の要旨
第1章 総 則		第1章 総 則		
第3節 施 工 管 理		第3節 施 工 管 理		
1.3.8 施工管理	<p>(9) 衛生管理</p> <p>ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道法」（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</p> <p>イ 「水道法」第21条、「水道法施行規則」（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。</p> <p>(7) 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</p> <p>(イ) 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。</p> <p>(ウ) 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出 1.3.8（9）イ(7)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(エ) 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね1年ごとに行うこと。ただし、(イ)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(オ) 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>ウ 「水道法施行規則」第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断とみなすものとする。 この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を</p>	1.3.8 施工管理	<p>(9) 衛生管理</p> <p>ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道法」（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</p> <p>イ 「水道法」第21条、「水道法施行規則」（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。</p> <p>(7) 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</p> <p>(イ) 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても行うこと。</p> <p>(ウ) 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出 1.3.8（9）イ(7)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(エ) 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うこと。ただし、(イ)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(オ) 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>ウ 「水道法施行規則」第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断とみなすものとする。 この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を</p>	<p>・水道法施行規則の一部改正を受け、検査する病原体の記載を見直しました。</p> <p>・水道法施行規則の一部改正を受け、検査実施時期を変更しました。</p>

配水管工事標準仕様書 新旧対照表

改定（令和8年5月一部改定）		現行		改定の要旨
	<p>監督員に提出することで、イの検査の受検を要しないものとする。</p> <p>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>(ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>(イ) (ア)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（(ア)に該当する者を除く。）</p> <p>(ウ) (ア)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</p> <p>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</p>		<p>監督員に提出することで、イの検査の受検を要しないものとする。</p> <p>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>(ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>(イ) (ア)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（(ア)に該当する者を除く。）</p> <p>(ウ) (ア)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</p> <p>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</p>	